

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和４年１０月４日

宮崎県教育委員会

県における「医療緊急警報」から「医療警報」への移行に伴い、全ての県立学校における感染防止の対応を以下のとおりとする。

◎ 今後の対応【１０月５日（水）から当面の間】

- 学校における感染防止対策については、基本的な対策に加え、これまでの知見等を踏まえた対策に引き続き取り組むこと。
- 感染リスクの高い教科活動は適切な感染対策を行った上で実施すること。

１ 学校における感染対策について

- ・ 検温、マスク、手洗い等の基本的対策に加え、これまでの知見等を踏まえた対策（十分な換気、学習用具の共同使用上の注意等）について、地域や学校の感染状況を踏まえ児童生徒や教職員が共通理解をした上で取り組むこと。
- ・ このほか、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～2022. 4. 1 Ver. 8（文部科学省）」を参考に感染対策を図ること。

２ 学校において感染者が確認された場合の対応

以下を参照して対応すること。

- ・ 「保健所業務の重点化に係る新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の特定の変更について」（令和４年５月９日付事務連絡）及び「保健所業務の重点化に係る新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の特定方法の変更について」（令和４年７月６日付事務連絡）【特別支援教育課】
- ・ 県立高校については、別紙１の事務連絡を参照すること。

３ 部活動の対応

部活動については、別紙２の事務連絡を参照すること。

４ 寮及び寄宿舎の対応

寮及び寄宿舎の対応については、「寮及び寄宿舎における新型コロナウイルス感染症対策等について」（令和４年６月３日付事務連絡 財務福利課ほか）を参照すること。

５ 教職員のワクチン接種について

- ・ 現在、感染は収束局面にあるが、今後の感染拡大に備える必要があること、また、学校行事が増加する時期であり、過去、行事实施後に感染拡大がみられていること等を踏まえ、学校における教育活動を維持していくため、教職員においては県の集団接種（別紙３参照）を活用するなど、接種を積極的に検討すること。
- ・ ただし、接種は強制ではないことに留意し、本人の意思を尊重すること。

６ その他

- ・ 上記の対応は、１０月４日（火）時点のものであり、今後の国の動向や県内及び各学校の感染状況等によっては、対応が変更する可能性もある。
- ・ 不明な点がある場合は、適宜、県教育委員会と協議すること。